

加茂市監査委員公表 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月1日

加茂市監査委員 山口 昇
加茂市監査委員 浅野 一 明



監 第 8 号
令和3年3月1日

加 茂 市 長 藤 田 明 美 様
加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋 様
加茂市教育長 山 川 雅 己 様
加茂市農業委員会
会 長 永 井 尚 文 様

加茂市監査委員 山 口 昇
加茂市監査委員 浅 野 一 明

令和2年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の対象

令和2年度の令和2年4月1日から令和2年12月31日までの総務課、会計課、加茂市介護・看護支援センター、環境課、農業委員会、農林課、建設課、上下水道課（下水道事業）、社会教育課及びスポーツ振興課の所管する財務に関する事務その他事務

2 監査の着眼点

対象課所管の財務に関する事務その他事務が法令等に適合し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の実施内容

財務に関する事務その他事務が適正に行われているかについて、対象課に調査票等による事前調査を行い、関係書類を審査するとともに、事務の内容等について関係職員から事情聴取をして行った。

なお、監査に当たっては、加茂市監査基準に準拠して実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び402会議室
- (2) 監査の日程 令和3年1月15日～令和3年2月26日

5 監査の結果

監査対象事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、事業の実施はできないものや対策を講じて規模を縮小したものもある。

その状況において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市民生活、地域経済を支援する取組等が行われている。これに対しては、支援を必要とするところに必要とされる支援が行き届くよう心掛けていただきたい。

今後とも事業の実施にあたっては、経済性、効率性、有効性を十分考慮するとともに、住民の福祉の増進に寄与されるよう望むものである。